

様式第十五（少数特例表示）（第二十条第一項第一号関係）（平26経産国交環省令1・全改）



備考

- (1) 文字の書体は、ゴシックとする。
- (2) 「少数特例基準」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。